

高齢者が、自立した生活を送れるように支援する

介護保険制度の居宅サービス区分支給限度額(要介護度別の居宅サービス利用限度額)に対する利用率		介護や支援が必要な高齢者の介護保険サービス、福祉サービスの利用を支援するとともに、介護が必要な状態にならないための介護予防の取り組みを支援します。 要介護認定を受けている高齢者や見守りが必要な高齢者に対して住み慣れた地域で生活できるよう「在宅福祉の充実」を推進します。 また、第3次高齢者保健福祉計画・第2次介護保険事業計画に基づく特別養護老人ホームなどの入所施設の整備について年次的に補助していきます。	介護保険事業	高齢者が要介護状態になっても、介護保険サービスを利用し、住み慣れた地域で安心して生活できるように介護保険制度を推進します。	介護・高齢福祉課
平成14年度値	46.42%		在宅介護支援センター事業	在宅で生活する高齢者及び家族の総合相談窓口とし、介護保険の対象にならない高齢者の介護予防及び生活支援サービスの調整、ボランティアの育成・支援などの事業を行います。	
平成15年度見込み値	47.03%		訪問給食事業	調理が困難な65歳以上のひとり暮らし世帯などに、月曜日から土曜日まで昼食・夕食を配食します。	
平成18年度目標値	53.03%		おむつ支給事業	在宅で生活する常時おむつが必要な高齢者で、介護度3・4・5の場合、おむつ引換券(7,500円まで)を支給します。	
			住宅改造費補助事業	所得税非課税世帯で、介護が必要な高齢者などを支援するために段差解消などの住宅改造する経費の一部を助成します。	
		特別養護老人ホーム施設整備推進事業	特別養護老人ホームを整備する社会福祉法人に対して、整備後に施設整備費の一部を分割交付方式により補助します。		